

Title	国際裁判管轄の専属的合意と国際的訴訟競合の関係： 2012年ブリュッセル(I)規則改正を中心に
Sub Title	Die Beziehung zwischen der internationalen Gerichtsstandvereinbarung und dem internationalen Parallelverfahren
Author	芳賀, 雅顯(Haga, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.28 (2014. 2) ,p.273- 299
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春日偉知郎教授退職記念号#論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140228-0273

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際裁判管轄の専属的合意と 国際的訴訟競合の関係

——2012年ブリュッセル(I)規則改正を中心に——

芳 賀 雅 顯

- 1 本稿の目的
- 2 ブリュッセル(I)規則
- 3 改正ブリュッセル(I)規則
- 4 ハーグ管轄合意条約
- 5 まとめと日本法への示唆

1 本稿の目的

涉外民事事件における各国の法制度の相違——とくに大陸法諸国とコモンロー諸国とのそれ——により、ときには「国際司法摩擦」とまで評される事態が生じて久しい¹⁾。このような事態は、たとえば、損害賠償制度をめぐる基本的制度の違い——填補賠償に限るか懲罰的損害賠償まで認めるか——といった実体法上の相違だけでなく、アメリカ合衆国の民事訴訟制度で認められているディスカバリーといった証拠収集制度の涉外民事事件における適用をめぐる各国司法制度との衝突のように²⁾、手続法上の相違も関わってくる。このような事態に対処し、涉外民事事件における事件処理の予測可能性を確保するために、国際裁判管轄の合意を行うことが考えられる³⁾。国際裁判管轄の合意

1) コモンロー諸国、とりわけアメリカ合衆国とドイツとの国際司法摩擦については、ロルフ・シュテュルナー（春日伊知郎訳）『国際司法摩擦』（商事法務研究会、1992年）を参照。

を行うメリットとしては、管轄を固定させることにより、「手続は法廷地法によるの原則（lex fori rule）」に基づき当該涉外民事事件に適用される手続法、および、法廷地国際私法が指定する準拠実体法の事前予測が可能になることをあげることができる。

しかし、国際裁判管轄の合意によって当事者が達成しようとする管轄の固定化が、一方当事者の行動によって実現されない場合がある。すなわち、管轄の合意を無視して、合意されていない他国の裁判所に訴えが提起される場合がある。ある統計は、そのような場合が決して少なくないことを示している⁴⁾。わが国でも国際裁判管轄の合意の効力が裁判所で争われた事件は少なからず報告されている⁵⁾。

ヨーロッパ域内では、ブリュッセル(I)規則によって域内における涉外民事事件が規律されているが、2003年に下されたヨーロッパ裁判所の判決が専属的合意管轄の効力との関係で波紋を呼んだ。すなわち、専属的な国際裁判管轄の合意があるにもかかわらず、当事者の一方がこれを無視して別の国の裁判所に訴えを提起した後に、合意された国の裁判所に相手方当事者が訴えを提起した場合、ブリュッセル(I)規則が定めている国際的訴訟競合に関する規律である前訴

2) たとえば、ドイツのデータ保護法（BDSG: Bundesdatenschutzgesetz）によってデータをドイツ国外に持ち出すことができないことを理由に、ドイツ企業がアメリカ訴訟でのE-ディスカバリー手続による情報提供義務を回避することができるか否かを検討した最近の文献として、Förster/Almughrabi, Managing the Conflict between U.S. E-Discovery and the German Data Protection Act, Hastings Int'l & Comp. L. Rev. Vol. 36, No. 1, 111 (2012); Flägel/von Georg, E-Discovery nach US-Zivilverfahrensrecht und deutsches Datenschutzrecht, RIW 2013, 439 ff.

3) 国際裁判管轄の合意に関する包括的研究として、貝瀬幸雄『国際化社会の民事訴訟』（信山社、1993年）をあげることができる。

4) Vgl. Heinze, Choice of Court Agreements, Coordination of Proceedings and Provisional Measures in the Reform of the Brussels I Regulation, *RebelsZ* 75 (2011), 581, 589. ここでは、7.7%の企業が、過去5年間に契約の相手方が合意管轄条項にしたがわずに別の裁判所に訴えを提起してきた経験を有し、そのうちの半数以上が複数回このような経験をしているとの報告が記されている。

5) 日本における国際裁判管轄の合意に関するリーディングケースは、最判昭和50年11月28日民集29巻10号1554頁である。この事件では、ブラジルから原糖の輸送中にコンテナが浸水したため積荷が毀損したことに対する賠償請求を、保険会社が運送人に対して請求したところ、船荷証券上アムステルダムを裁判所を専属管轄とする合意管轄条項があったため、その効力が問題となった。最高裁は、外国裁判所を専属管轄とする合意は、少なくとも当事者の一方が作成した書面により作成された特定国の裁判所が明示されたものであること、当該事件が日本の国際裁判管轄に専属的に服するものでないこと、合意された外国裁判所が当該事件につき管轄を有すること、合意が甚だしく不合理で公序に反することがないこと、を求めている。このルールは、民訴法3条の7において引き継がれている。佐藤達文＝小林康彦『一問一答平成23年民事訴訟法等改正』140頁（商事法務、2012年）。

国際裁判管轄の合意が公序に反すると判断された事件は、きわめて少ない。たとえば、航空会社に対して解雇無効確認と賃金の支払いなどを求めて訴えを提起した事案で、英国自治領マン島に国際裁判管轄の専属的合意をしたのは公序に反するとして東京地判平成24年11月14日労判1066号5頁（スカイマーク事件）がある。

外国裁判所の専属的合意を認めて日本の国際裁判管轄を否定した例として、次のケースがある。商品化実施権のロイヤリティー支払いを求めた訴訟で、カリフォルニア州裁判所の専属的合意を認めてわが国の国際裁判管轄を否定した東京地判平成6年2月28日判タ876号268頁、試用期間中に退職届の提出を強要されたとして、その効力を争うとともに従業員としての地位確認および賃金の支払いを求める訴訟につき、米国の裁判所を専属管轄とする合意の効力を認めた東京高判平成12年11月28日判時1743号137頁（ユナイテッド航空事件）、代理店契約の締結に至らなかったことによる賠償請求訴訟でハワイ州裁判所の専属的合意管轄の効力を認めた東京地判平成15年9月26日判タ1156号268頁、海上物品運送中にコンテナが船から転落したことに対する損害賠償請求訴訟でロンドンの英国高等法院の専属的合意管轄を認めた東京地判平成18年10月31日判タ1241号338頁、製品の独占販売契約の更新拒絶にともなう賠償請求訴訟でフランスのサン・マロ商事裁判所に専属的合意管轄が認められるとした東京地判平成20年4月11日判タ1276号332頁、資産運用会社が説明義務を怠ったなどとして賠償請求を求めた事案で、リヒテンシュタインに専属的な国際裁判管轄の合意があることから日本の国際裁判管轄を否定した東京地判平成24年2月14日（LEX/DB文献番号25492239）、スイスの銀行で投資を行ったことにつき説明義務違反があったとして損害賠償請求訴訟を提起した事案で、チューリッヒの裁判所に専属的合意があることから日本の国際裁判管轄を否定した東京地判平成25年4月19日（LEX/DB文献番号25512393）などがある。

日本の裁判所を管轄合意した効力が認められたケースとして、東京地判平成21年4月21日判タ1315号266頁、ナウル共和国金融公社が発行した社債の償還請求に関して東京地裁に管轄合意が認められた東京地判平成23年10月28日判時2157号60頁などがある。

また、東京地裁を管轄裁判所とする国際裁判管轄の合意につき、代理権授与がなかったとして合意管轄の存在を否定した東京地判平成21年11月17日判タ1321号267頁がある。

優先原則が適用されるのか、それとも専属的合意管轄を優先させるのか、また、合意を無視して提起された法廷地国が訴訟手続の進行が非常に遅い国の場合⁶⁾、どのように考えるべきなのかが問題となった。これらの問題に対してヨーロッパ裁判所は、専属的合意管轄がある場合でも前訴優先ルール⁷⁾の適用が貫徹されて前訴裁判所での管轄判断が優先し、後訴である専属的合意管轄がなされた裁判所での手続を優先させることはしないとした。また、このことに例外はないとして、訴訟手続の進行が遅い国が前訴の法廷地国であっても前訴優先ルールは適用されるとした。この判決に対しては、ブリュッセル(I)規則の構造からして当然であるとの意見もあったが、合意管轄条項の実効性を著しく減じるなどといった批判的な意見も強く主張された。そこで、2015年から施行されるブリュッセル(I)規則の改正では、この判決を修正するルールが採用された。

本稿では、この事件を通じてブリュッセル(I)規則が改正された経緯を紹介するとともに、この改正の経緯を通じて問題となった点について、わが国での扱いについて検討を試みるものである。

2 ブリュッセル(I)規則

(1) Gasser事件⁷⁾

国際的訴訟競合の規律について、ブリュッセル条約、そしてブリュッセル(I)規則は前訴優先ルールを採用している。この原則がどこまで維持されるべきか、国際裁判管轄の専属的合意がなされた際に問題となった事件が、次に紹介するGasser事件である。

6) いわゆるTorpedo訴訟といわれる問題である。この問題については、たとえば、vgl. Sander/Breßler, Das Dilemma mitgliedstaatlicher Rechtsgleichheit und unterschiedlicher Rechtsschutzstandards in der Europäischen Union, ZZP 122 (2009), 157 ff.

7) 本件は、野村秀敏＝安達栄司編『最新EU民事訴訟法研究 I』296頁（信山社、2013年）に紹介がある。

【Gasser事件の概要】⁸⁾**(事案)**

原告はオーストリアに本拠を有しており、ローマに本拠を有する被告と長年にわたり子供服を販売する取引関係にあった。2000年4月19日に、被告はローマの裁判所に訴えを提起した。その訴えの内容は、両者間の契約は法的に解消されたこと、また、予備的に契約は両者間の意見の相違により解消したことの確認を求めるものであった。さらに被告は、自身の側では債務不履行はないことの確認と、原告の誠実義務違反、注意義務違反および信義に反することを理由に被告に生じたすべての損害賠償などを命ずる判決を求めた（前訴：イタリア訴訟）。

他方、2000年12月4日に原告は被告を相手に、未払金の支払いを求めてオーストリアの裁判所（フェルドキルヒ）に訴えを提起した（後訴：オーストリア訴訟）。原告の主張によると、オーストリア裁判所の国際裁判管轄が認められる理由は、ブリュッセル条約5条1号にいう義務履行地がオーストリアにあるだけでなく、原告が被告に渡したすべての請求書に記載されていた合意管轄条項により管轄が合意されていたことによるものであるとした（ただし、もとの契約書には管轄の合意は含まれていなかった⁹⁾）。これに対して、被告は、ブリュッセル条約2条の一般ルールによれば、被告の住所地国裁判所が管轄を有し、本件ではローマの裁判所がこれに該当すること、また、国際裁判管轄の合意は成立しておらず、オーストリアの裁判所は国際裁判管轄を有していないとして争った。さらに、被告は、オーストリア裁判所で原告が提起した訴えは、被告がローマで提起したのと同じ取引に係る訴えであるから、前訴優先ルールが適用されてイタリア訴訟が優先すると主張した。

2001年12月21日に、オーストリアの裁判所は、ローマの裁判所の管轄が確定するまでブリュッセル条約21条に基づき職権で手続を中止するとした。オース

8) EuGH Urt. v. 9. 12. 2003, IPRax 2004, 243.

9) See Hartley, Choice of Court Agreements under the European and International Instruments, § 11.07 (2013).

トリア裁判所は、義務履行地管轄を有することは認めたが、管轄の合意が生じているかどうかという問題については未解決のままにした。原告はこの判決を不服として上訴を提起した。

オーストリアの上訴審（インスブルック高等裁判所）は、①当事者が同一であり、また、②オーストリアとイタリアで提起された訴訟の請求対象および請求の基礎（Gegenstand und Grundlage des Anspruchs）について、グービッシュ事件¹⁰⁾に関するヨーロッパ裁判所判決による解釈によればブリュッセル条約21条にいう同一性が認められることから、本件では訴訟係属に関するルールの適用が認められるとした。そして、国際裁判管轄の合意が認められる場合には、ブリュッセル条約17条により、オーストリア裁判所（フェルドキルヒ地方裁判所）に専属管轄が認められるが、その場合にも、ブリュッセル条約21条に基づき手続を中止する義務が同様に生ずるのか否かが問題となるとして、ヨーロッパ裁判所にこの点についての判断を求めた。

その際、インスブルック高等裁判所は、次のような内容の判断をヨーロッパ裁判所に対して求めた。そのうち、第二番目の質問は、「ブリュッセル条約21条1項にいう後訴裁判所は、後訴の裁判所がブリュッセル条約17条に基づく管轄の合意により専属管轄がある場合、前訴裁判所の管轄を審査することができるのか、あるいは合意された後訴の裁判所は管轄の合意があるにも関わらず、ブリュッセル条約21条に基づき行動しなければならないのか」、また第三番目の質問は、「ある締約国において（両当事者の行動とはほとんど無関係に）裁判手続が非常に長くかかることから、一方の当事者に重大な不利益が生じうる場合、ブリュッセル条約21条にいう後訴裁判所は、この規定によらず行動することができるのか」というものであった。

（ヨーロッパ裁判所の判断）

裁判所は、第二番目の質問に対して、次のように回答した¹¹⁾。

10) 本件については、石川明＝石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』176頁〔酒井一〕（信山社、2005年）を参照。

「42. 21条の明白な文言によれば、後訴裁判所は、訴訟係属がある場合には、前訴裁判所の管轄が確定するまで、手続を職権で中止しなければならないし、また、場合によっては前訴裁判所のために無管轄を宣言しなければならない。」

「46. 本件では、後訴裁判所の管轄がブリュッセル条約17条により主張された。

47. しかし、この状況は、提起された裁判所の時間的順序に明白にかつ専らそれにのみ基礎を置く21条の手続原則を適用することに反するものではない。

48. その他の点では、後訴裁判所は、管轄判断を行う状況につき前訴裁判所よりもまさっているとはいえない。というものの、この管轄はブリュッセル条約から直接生ずるものであるが、同条約は両方の裁判所を同視しており、また両方の裁判所は同じ専門知識によって条約を解釈し、また適用することができるからである。

49. そして、両当事者はブリュッセル条約17条にいう管轄の合意がある場合、欧州委員会が述べたように、いつでもこの合意に依拠することを放棄することができる。すなわち、被告は、合意管轄を理由とする無管轄の抗弁を提出することなく、条約18条により前訴裁判所で応訴することができる。加えて、そのような場合でないときには、両当事者が実際に17条にいう後訴裁判所の専属管轄の合意していたことが確定していたらすぐに、合意の存在を調査し、また無管轄を宣言することは、前訴裁判所の義務である。

50. ブリュッセル条約17条では国際取引慣行が指示されているが、同条は、また、両当事者の意思の合致が実際に存在していることを求めている。これは、一方的に契約に取り込まれた管轄条項が認識されないままであることに対して、弱い立場の当事者を保護しようとする試みと関係する。

51. ブリュッセル条約において明示されている厳格な形式的要件にしたがった両当事者の意思の合致がすでに存在するか否かについて紛争が生じることがあるため、訴訟係属が生じた場合に、条約の規定にしたがい管轄を有するか否か

11) EuGH Urt. v. 9. 12. 2003, IPRax 2004, 247 f.

について、双方の裁判所のいずれが確定しなければならないかを明確かつ厳密に確定することは、ブリュッセル条約によって意図された法的安定性に合致するものである。ブリュッセル条約21条の明確な文言からは、本件では、前訴裁判所で主張された裁判管轄の合意を考慮して管轄判断をするのは、前訴裁判所の義務であり、これは、17条の構成要件のみによって条約独自に判断されなければならない。」

「54. 結局、第二番目の問題に対しては、次のように回答すべきである。すなわち、ブリュッセル条約21条は、合意管轄に基づいて管轄が主張されている後訴の裁判所は、前訴裁判所が無管轄を宣言するまでは、同様に手続を中止しなければならないと解すべきである。

また、ヨーロッパ裁判所は第三番目の質問について、次のように回答した¹²⁾。

「70. 欧州委員会および最終陳述の88番および89番において法務官が述べているように、裁判手続が一般的に著しく長期間にわたる締約国に前訴裁判所が属している場合、ブリュッセル条約21条は適用されないとする解釈は、ブリュッセル条約の体系と目的に反することは明らかである。

71. なぜなら、一方では、条約は、条約の諸規定、とくに21条を締約国裁判所での手続が長期にわたることを理由に適用すべきでないとする規定を有していないからである。

72. 他方、ブリュッセル条約は、締約国が相互に締約国の法体系および司法機関に対する信頼に必然的に基礎をおいている。この相互信頼により、条約の適用範囲内で裁判所を拘束する管轄体系を創設し、それによって、判決について簡素化された承認執行手続を行うため、外国判決の承認および執行に関する締約国の国内法規定を放棄することを可能にした。さらに、それによって条約は、十分な確実性を以て管轄裁判所を定めることを関係者に可能にすることを通じて、法的確実性を確保していることが認められる。

73. 結局、三番目の問題に対しては、つぎのように回答すべきである。すなわ

12) EuGH, Urt. v. 9. 12. 2003, IPRax 2004, 249.

ち、ブリュッセル条約21条は、一般的に前訴裁判所が属する締約国裁判所の手続期間が著しく長期である場合であっても、同条の規定から乖離することはできない、と解すべきである。」

(2) Gasser事件に対する評価

この事件は注目を集め、イギリスが訴訟手続に参加していた。そして、イギリスはつぎのような主張をしていた¹³⁾。すなわち、(1)専属的合意によって合意された裁判所が後訴となった場合、この後訴裁判所が合意の有効性を判断する権限を有するとすべきである。そして、後訴裁判所が合意は有効であり、当該合意が紛争に適用されると判断した場合、後訴裁判所は手続を続行することが許されるべきである。(2)このように解しない場合、不誠実な訴訟当事者が訴訟の引き延ばしを目的として、選択された裁判所以外の裁判所で手続を開始することを促してしまうことになる。(3)かりに合意された裁判所が後訴となったため手続を中止しなければならないとしても、訴訟の引き延ばし戦術のように訴訟提起が不誠実であった場合には例外を認めるべきである、というものである。

しかし、ヨーロッパ裁判所は、上述のように、管轄の合意によって合意された裁判所が後訴となった場合でも前訴優先ルールが適用されることから、前訴裁判所が管轄判断を行うまで後訴の裁判所は手続を中止しなければならず、このことはたとえ前訴裁判所が判決に至るまで著しく長期間を要する国であっても変わらないとし、イギリスの主張は退けられた。

本判決——ブリュッセル条約を適用したケースであるが、ブリュッセル(I)規則においても妥当するので、以下では規則を念頭に記述を進める——は、EU構成国間の司法制度に対する相互信頼を前提にしており¹⁴⁾、このことはたとえ訴訟手続が長期にわたる国——このような国として、本件で問題となったイタリアの他に、スペインやベルギーがあげられる¹⁵⁾——であっても同様であ

13) See Hartley, *supra* note 9, § 11.09.

14) Adolphsen, *Europäisches Zivilverfahrensrecht*, 2011, S. 151.

るとの考えに基づいている。しかし、判決に対する学説の評価は分かれる。第一の見解は、判決を正当とする立場（ブリュッセル(I)規則27条優先説）である¹⁶⁾。ドイツでは、この立場が通説であると評されている¹⁷⁾。この見解は、管轄原因はどれも等価値であり、そのことは管轄原因が専属的合意に基づく場合であっても同様であること、また、ブリュッセル(I)規則は前訴優先ルールを明文で以て採用しており、法的安定性の観点からは例外を認める余地はないことを理由とする。また、ヨーロッパ人権条約6条は、前訴法廷地国の訴訟手続を適切な期間内に行うことを求め、これに反する場合にはヨーロッパ人権裁判所に提訴することで違反状態を是正することを認めているが、ブリュッセル(I)規則27条を解釈によって修正することまでは許していないとする¹⁸⁾。そこで、この場合、本来専属的管轄の合意により管轄を有するはずだったオーストリア訴訟の原告は、イタリア訴訟の終結を待ってオーストリアで、イタリア訴訟の原告を相手取って不法行為に基づく賠償請求訴訟を提起することで救済されることになる¹⁹⁾とされる。

第二の見解は、専属的合意管轄は訴訟係属に関するルールとの関係では特別な地位を有するものではないとする点では第一の見解と同じであるが（すなわ

15) Vgl. Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 5. Aufl. 2010, Rdnr. 851; A. Simotta, Die Revision der EuGVVO-Ein Überblick, in: FS. D-A. Simotta, 2013, S. 527, 539; Wittwer, Die EuGH-Rechtsprechung zum Europäischen Zivilprozessrecht aus den Jahren 2003 und 2004, ZEuP 2005, 868, 890.

16) Geimer/Schütze, Europäisches Zivilverfahrensrecht, 3. Aufl. 2010, Art. 23 EuGVVO Rdnr. 215 ff.; Kindler, Aktuelle Hauptfragen des Europäischen Zivilprozessrechts, ZVglRWiss 105 (2006), 243, 247; Kropholler/von Hein, Europäisches Zivilprozessrecht, 9. Aufl. 2011, EuGVO Art. 27 Rdnr. 21; McGuire, Verfahrenskoordination und Verjährungsunterbrechung im Europäischen Prozessrecht, 2004, S. 142; Münchener Kommentar/Gottwald, ZPO, 3. Aufl. 2008, Bd.3, EuGVO Art. 27 Rdnr. 17 f.; Rauscher/Mankowski, Brüssel I-VO, 2011, Art. 23 Brüssel I-VO Rdnr. 74 b ff.; Schack, a.a.O. (Fn. 15), Rdnr. 846.

17) Junker, Internationales Zivilprozessrecht, 2012, § 23 Rdnr. 26.

18) Kropholler/von Hein, a.a.O. (Fn. 16), EuGVO Art. 27 Rdnr. 21.

19) Junker, a.a.O. (Fn. 17), § 23 Rdnr. 26.

ち、ブリュッセル(I)規則23条は同規則27条に優先するものではない)、ヨーロッパ人権条約6条が定める基準を超えるような訴訟手続の場合には、ブリュッセル(I)規則が定める訴訟係属に関する前訴優先ルールは適用されないとする立場である²⁰⁾。すなわち、ヨーロッパ裁判所は、EU域内のすべての構成国の司法制度は質的に同等であることを基礎においているが、ヨーロッパ人権条約6条が保障している司法保護請求権が侵害されるような極端な例外的ケースについてはもはや固執すべきではないと説く²¹⁾。この立場は、ヨーロッパ人権条約とブリュッセル条約の調和を図ろうとする見解である。

第三の見解は、審理管轄を集中させることが好ましいとして、合意された裁判所が優先的に管轄を有するという立場（ブリュッセル(I)規則23条優先説）である²²⁾。

ヨーロッパ裁判所の判例によると、専属的な合意管轄が結ばれていたとしても、訴訟競合の場合には前訴優先ルールを常に考慮しなければならないことから、つぎのような批判が生じた。すなわち、すでにイギリスがGasser事件で論じていたように、前訴の原告が、専属的合意管轄を無視してある裁判所に訴えを提起した場合でも、その裁判所で管轄審査を行うことから、本来管轄を有する後訴裁判所での法的紛争の最終的な解決が遅延してしまうことになる点である²³⁾。このことは、濫用的な訴訟戦術を招くことになるし、権利保護の拒

20) Grothe, Zwei Einschränkungen des Prioritätsprinzips im europäischen Zuständigkeitsrecht: ausschließliche Gerichtsstände und Prozessverschleppung, IPRax 2004, 205, 212; Linke/Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht, 5. Aufl. 2011, 255; Rauscher, Internationales Priatrecht, 4. Aufl. 2012, Rdnr. 2232; Schlosser, EU-Zivilprozessrecht, 3. Aufl. 2009, EuGVVO Art. 23 Rdnr. 34 und Art. 27 Rdnrn. 12. シュロッサーは、その根拠として、ヨーロッパ人権条約71条に基づき同人権条約6条がブリュッセル(I)規則27条に優先することをあげている。また、Dicey/Morris/Collins, The Conflict of Laws, Rule 12-28 (15 th. Ed., 2012) も、本判決を驚くべき結論（This was a surprising result）とし、ヨーロッパ人権条約6条との関係を考慮した結論を導くべきであったとする。

21) Linke/Hau, a.a.O. (Fn. 20), 255.

22) Hess, Europäisches Zivilprozessrecht, 2010, § 6 Rdnr. 131.

絶に等しいとさえ述べられている²⁴⁾。

また、この判決によって、EU域内における管轄合意の実効性は著しく制限されることとなった²⁵⁾。このGasser判決の結果として、ブリュッセル(I)規則における管轄の合意の効力は仲裁合意よりも有用性を失ったと評価することができる。なぜなら、仲裁はブリュッセル条約（そしてブリュッセル(I)規則）の適用対象からはずれることから²⁶⁾、ブリュッセル(I)規則が定める訴訟係属（lis pendens）に関するルール（すなわち前訴優先ルール）がそもそも適用されないからである。そのため、合意管轄によって裁判所を合意する場合には、EU域内よりもむしろニューヨークがより魅力的な場所として注目を集めることとなったとの指摘もある²⁷⁾。

(3) ハイデルベルクレポート

ブリュッセル(I)規則73条は、欧州委員会に対して、同規則施行後5年以内にその適用状況について報告書を提出することを義務づけていた。そこで、欧州委員会はこの報告書を準備するために、ハイデルベルク大学に、同規則の適用状況に関する包括的報告を依頼した。同大学は、当時の構成国（25カ国）に国別報告を提出してもらい、それらをまとめてハイデルベルクレポートとして、2007年秋に欧州委員会に提出した²⁸⁾。

同報告書では、専属的管轄合意について、おおよそ次のように述べてブリュッセル(I)規則改正の必要性を説いている²⁹⁾。すなわち、国際取引の利害

23) Vgl. Nagel/Gottwald, Internationales Zivilprozessrecht, 7. Aufl. 2013, § 6 Rdnr. 212.

24) Magnus, Gerichtsstandsvereinbarung im Vorschlag zur Reform der EuVGO, in: FS. Hoffmann, 2011, S. 664, 668.

25) Magnus/Mankowski/Magnus, Brussels I Regulation, Art. 23 Nr. 163 (2 nd Ed, 2012).

26) ブリュッセル(I)規則 1 条 2 項(d).

27) Hartley, supra note 9, § 11.10.

28) Hess/Pfeiffer/Schlösser, The Brussels I-Regulation (EC) No.44/2001—The Heidelberg Report on the Application of Regulation Brussels I in 25 Member States (Study JLS/C4/2005/03), at v.

29) Hess/Pfeiffer/Schlösser/Weller, a.a.O. (Fn. 28), Rdnr. 388.

関係人は専属的な合意管轄の効力を強化し、そのことによって当事者自治の原則を尊重する切迫した必要性を認識している。多くの評者は、当事者自治を、当事者の管轄の利益を調整するための主要な手段として賞賛しているが、ブリュッセル(I)規則の体系的構造も規則に関するヨーロッパ裁判所判決（Gasser判決）も、管轄原因のなかでも最も重要なものである合意管轄を尊重していない、というものである。

(4) グリーンペーパー

欧州委員会は、2009年4月21日に、ブリュッセル(I)規則の改善に関するグリーンペーパーを公表した³⁰⁾。この文書は、ハイデルベルク報告書を基にして作成されたものである。そこでは、「3. 裁判所の選択」として、「両当事者による管轄の合意は、国際取引における実務上の重要性からは、最小限ではなく最大限の効果が与えられるべきである。そこで、とくに訴訟競合の場合に、そのような合意の効果がどの程度、そしてどのような方法で規則の下で強化しうるかが検討されなければならない。」として、いくつかの選択肢が掲げられた。

「一つの解決方法は、専属的合意管轄で指定された裁判所は、訴訟係属のルールにおいて手続を中止する義務を負わないとすることがありうる。この解決の不利な点は、並行訴訟により相互に矛盾する判決がもたらされることである。

別の解決方法としては、専属的合意管轄の範囲では前訴優先ルールを覆すことがありうる。この選択肢では、合意によって指定された裁判所は、管轄の判断をする優先的地位を有し、他の受訴裁判所は選択された裁判所の管轄が証明されるまでは手続を中止することになろう。この解決は、すでに、いずれの当事者も構成国に住所を有しない場合に、規則において適用されているものであ

30) Green Paper on the Review of Council Regulation (EC) No 44/2001 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, COM (2009) 175 final, at 5.

る。そのような解決は、共同体内部のルールを国際ルールにかなりの程度適合させるものとなろう。この解決の不利な点は、合意が無効の場合、一方の当事者は、本来管轄を有する裁判所での訴え提起が可能になる前に、合意によって指定された裁判所において最初に無効を証明しなければならないことである。」

「さらに別の解決方法は、並行訴訟が、一方が給付訴訟で他方が（消極的）宣言の救済を求める訴訟の場合には、訴訟係属に関するルールの適用を排除したり、あるいは、少なくとも、宣言的救済が認められなかった場合には給付請求権に関して時効中断を認めるというものである。

最後に、たとえば、標準合意管轄条項を定め、それは同時に裁判所による管轄問題に関する判断を促すようにすることで、合意の有効性をめぐる不確実性に対処することがありえよう。この選択肢は、上述の解決方法のいくつかを合わせることができよう。すなわち、裁判所を選択する合意が規則によって規定された標準書式を採用した場合に限り、並行訴訟を認めたり、前訴優先ルールを覆すことがありうる。」

(5) 欧州委員会による改正提案

このように、Gasser事件ヨーロッパ裁判所判決に対しては、かねてから批判的立場が有力であったことから、2010年発表の欧州委員会改正提案の内容は、おおそ予想されていたと評価することができる³¹⁾。

欧州委員会はつぎのような覚書を公表した³²⁾。

「裁判所を選択する合意の効率性は、改善を必要としている。現在、規則は、裁判所を選択する合意において両当事者によって合意された裁判所に対して、他の裁判所が先行して手続を開始した場合には、手続を中止することを義務づけている。このルールによって、不誠実に行動する当事者が、管轄を有しない裁判所で手続を最初に開始することによって、合意された法廷地で紛争を解決することを遅らせることが可能となる。このような可能性は、手続に要する費

31) Hartley, *supra* note 9, § 11. 12.

32) COM (2010) 748/3 of 14/12/2010.

用の増加と手続の遅延を引き起こし、また、裁判所を選択する合意がもたらす法的確実性と紛争解決の予見可能性を損なうことになる。」

3 改正ブリュッセル(I)規則

(1) 新規定

現在のブリュッセル(I)規則は³³⁾、2015年1月10日から新規則³⁴⁾によって置き換えられることとなった³⁵⁾。改正ブリュッセル(I)規則31条2項によると、専属的合意がなされた裁判所は、管轄判断について優先的な地位が認められる。

改正ブリュッセル(I)規則31条は、第9節「訴訟係属の抗弁——関連訴訟」において次のように規定されている³⁶⁾。

【改正31条（試訳）】

- 1 項 複数の裁判所の中で専属管轄を有する国において訴えが提起された場合、最初に訴えが提起された裁判所以外のいかなる裁判所も、最初に訴えが提起された裁判所のために、管轄を否定するものとする。
- 2 項 26条の場合を除き、25条で言及された、専属管轄を付与する合意に基づいて構成国裁判所に訴えが提起された場合、他の締約国の裁判所は、合意に基づき訴えが提起された裁判所が合意に基づく管轄を有しないことを宣言するまで、手続を中止するものとする。
- 3 項 合意された裁判所が合意に基づいて管轄を有する場合、他の構成国のいかなる裁判所も、合意された裁判所のために管轄を否定するものとする。
- 4 項 2項および3項は、保険契約者、被保険者、保険金受取人、被害者、消費者または労働者が原告であり、かつ合意が3節、4節または5節における規定に基づき有効ではない場合は、これらの節が対象とする事項に

33) VO (EG) Nr. 44/2001 v. 22. 12. 2000.

34) VO (EU) Nr. 1215/2012 v. 12. 12. 2012.

35) Vgl. Zöller/Geimer, ZPO, 30. Aufl. 2014, S. 3087.

36) Official Journal of the European Union L 351/12, 20. 12. 2012.

は適用しない。

(2) 新規定の制定理由

理由21および22は次のように述べている³⁷⁾。

「(21) 司法手続を調和的のとれた形で運営する利益にかんがみて、競合する手続の可能性を減少させ、また、複数の構成国において矛盾する判決が下されないようにすることを確実にすることが必要である。訴訟係属の抗弁（lis pendens）および関連訴訟をめぐる事件を解決し、かつ事件が係属したとみなす時期の判断について各国が相違することから生ずる諸問題を除去するための、明白かつ効率的な枠組みがなければならない。本規則の目的にてらして、その時期は独自に定められなければならない。

(22) しかし、専属的に管轄を選択する合意の実効性を高め、かつ濫用的な訴訟戦略を回避するため、訴訟競合が生じうる特定の状況を満足のいく方法で対処するよう、訴訟係属の抗弁（lis pendens）に関する一般ルールに対する例外を規定する必要がある。この状況とは、専属的合意管轄によって合意されなかった裁判所が手続を開始し、そして合意された裁判所が、同一の訴訟原因かつ同一当事者間の手続を後になって開始した場合である。そのような事件では、前訴裁判所は、合意された裁判所が手続を開始したあと直ちに、合意された裁判所が専属管轄の合意のもとで管轄を有しないことを宣言するときまで、手続を中止するが求められる。これにより、そのような状況では、合意された裁判所は、合意の有効性および裁判所に係属した紛争に適用される合意の及ぶ範囲について判断する優先的地位を有する。合意された裁判所は、合意されなかった裁判所が手続の中止を判断したか否かに関係なく手続を進めることができる」とすべきである。

この例外は、両当事者が、矛盾する専属管轄の合意を締結した場合や、専属的合意管轄により合意された裁判所が最初に係属した場合には、適用されな

37) Official Journal of the European Union L 351/3, 20. 12. 2012.

い。そのように場合には、本規則の一般的な訴訟係属に関するルールが適用される。」。

(3) 新規定の内容

新規定は、専属的国際裁判管轄の合意が貫徹される利益を考慮して、国際訴訟競合について、従来から認められていた厳格な前訴優先原則を緩和した³⁸⁾。

本条で最も重要な規定は2項である。2項は、従来からの訴訟係属に関するルール (lis pendens rule) を覆す規定である。そこで、31条2項が適用されるのは、同一訴訟物につき³⁹⁾、双方の裁判所が審理を求められた場合に限られ⁴⁰⁾、双方の請求が関連性を有するに過ぎない場合には本条の適用はないとされる⁴¹⁾。また、消極的管轄の抵触の場合にも本条の適用はないと説かれる⁴²⁾。

まず、2項は、26条に服する。26条は、管轄を争わずに被告が出廷した場合に裁判所は管轄を有するとする規定であり、この応訴管轄の原則 (principle of submission) は影響を受けない。

25条は管轄の合意に関する規定である。31条2項は、構成国裁判所に管轄の合意を行っていることを求めている⁴³⁾。しかし、専属的合意がなされた裁判所に最初に係属した場合、このルールは適用されない。管轄の専属的合意が構成国裁判所を合意する場合、他の構成国の裁判所は、最初に手続が開始したとしても、合意された裁判所が管轄の合意が無効であること、または管轄の合意

38) Pohl, Die Neufassung der EuGVVO — im Spannungsfeld zwischen Vertrauen und Kontrolle, IPRax 2013, S. 109, 111.

39) ヨーロッパ民事訴訟法における訴訟物の同一性に関しては、たとえば、以下の文献を参照。越山和広「欧州裁判所における訴訟物の捉え方」民事手続法研究1号83頁(2005年)、芳賀雅顯「国際訴訟競合における“事件の同一性”を判断する法」石川明＝永田誠＝三上威彦編『ボーダーレス社会と法』67頁(信山社、2009年)。

40) Pohl, a.a.O. (Fn. 38), S. 112.

41) Pohl, a.a.O. (Fn. 38), S. 112.

42) Pohl, a.a.O. (Fn. 38), S. 112.

43) Pohl, a.a.O. (Fn. 38), S. 112.

が訴訟をカバーしないことを宣言するまでの間、手続を中止しなければならない。その際、合意の有効性は、合意された裁判所の所属する国の法によって判断される（新規則25条1項⁴⁴⁾。そして、最初に手続が開始した裁判所が手続を中止しなかった場合でも、合意された後訴の裁判所は事件を審理することができる⁴⁵⁾。合意された裁判所が管轄の合意が無効であること、または管轄の合意が当該訴訟をカバーしないと判断した場合、当該裁判所は無管轄を宣言する⁴⁶⁾。しかし、合意された裁判所で事件が係属するまでは、合意されなかった裁判所は合意の有効性および適用可能性について判断することができるとされる⁴⁷⁾。合意されなかった裁判所が手続を中止する義務が生ずるのは、他の締約国裁判所が合意されたことを当事者が主張したことだけではたりず、当該当事者が一応の事件（*prima facie case*）であることを示す必要があるとされる⁴⁸⁾。また、管轄の合意が有効であるか、あるいは合意が事件をカバーしているかどうかを完全に調べた上（*on a full examination*）で、合意されなかった裁判所が手続を開始する権限を有するものではない。この点は、あくまでも合意された裁判所が判断すべき事項であると説かれる⁴⁹⁾。しかし、ある見解は、主張された管轄の合意が明らかに無効である場合には専属的合意の優先性は失われるとし⁵⁰⁾、合意されなかった裁判所が例外的に管轄合意の有効性について判断することが

44) Hartley, *supra* note 9, § 11. 17. ここでの法廷地法は、法廷地の実質法だけではなく抵触法も含めて指定されたものと解されているが、その適用をめぐる問題は問題点も指摘されている。Vgl. von Hein, *Die Neufassung der Europäischen Gerichtsstands- und Vollstreckungsverordnung* (EuGVVO), RIW 2013, 97, 105.

45) Hartley, *supra* note 9, § 11. 19.

46) Hartley, *supra* note 9, § 11. 14.

47) Pohl, a.a.O. (Fn. 38), S. 112.

48) Hartley, *supra* note 9, § 11. 20.

49) Hartley, *supra* note 9, § 11. 20.

50) Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn. 23), § 6 Rdnr. 213. それによると合意されなかった他の裁判所が管轄審査を行うことが許されるのは、(1)合意が新規則25条1項を形式的に充たしているか否か、(2)新規則25条4項に反していないか、および(3)紛争が合意と関連性を有しているか否か、については合意されなかった裁判所が審査をすることができるの考えが示されている。

許されるのか、許される場合にはどの範囲で審理が可能なのか議論がある⁵¹⁾。

両当事者が矛盾する専属的合意を行っている場合、32条1項の適用はなく、訴訟競合に関する一般原則が妥当するとされる（理由22番）。しかし、この点について、ゴットヴァルトは、事後的な合意が従前の合意を変更する場合、そのまま文言通りに解すべきではない場合もあると説く。すなわち、異なった裁判籍の合意が真剣に検討されている場合には、例外が認められるべきであるとする⁵²⁾。

4項は、このルール of の例外を定め、保険契約、消費者契約、労働契約については適用除外を認める。

4 ハーグ管轄合意条約

改正ブリュッセル(I)規則における専属的合意管轄と訴訟競合との関係のルール化に際しては、ハーグ管轄合意条約が参照され、議論されている。そこで、ハーグ条約における議論状況を見ておくことにする。

ハーグ管轄合意条約は訴訟競合について一般的な規定を有していない。これは、同条約は国際裁判管轄に関する一般ルールを定めることを目的としていなかったからであるとされる⁵³⁾。しかし、条約作成過程では、Gasser事件の扱いをめぐる議論が交わされ、Gasser判決のルールはハーグ条約では妥当させるべきではないとの考えが支配的であったとされる⁵⁴⁾。これは、Gasser判決が有したインパクトの強さを物語っているといえる。

ハーグ条約5条2項は、国際的訴訟競合との関係について定めている⁵⁵⁾。

51) この点についての議論の詳細は、たとえば、D-A. Simotta, Die Gerichtsstandsvereinbarung nach der neuen EuGVVO, *International Journal of Procedural Law*, Vol. 3 (2013), 58, 75 ff.

52) Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn. 23), § 6 Rdnr. 213.

53) ハーグ合意管轄条約については、道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』（商事法務、2009年）が詳細である。

54) Hartley, *supra* note 9, § 11. 26.

55) 訳は、道垣内・前掲注53) 317頁にしたがった。

「第5条 選択された裁判所の裁判管轄権

- 1 項 専属的管轄合意により選択された締約国の裁判所は、その合意が適用される紛争について裁判する裁判管轄権を有する。ただし、その国の法律（抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令を含む。以下同じ。）によりその合意が無効である場合はこの限りではない。
- 2 項 前項に規定により裁判管轄権を有する裁判所は、その紛争は他の国の裁判所で判断されるべきであるとの理由によって裁判管轄権の行使を控えてはならない。
- 3 項 略」

道垣内教授とともにハーグ管轄合意条約の報告書を作成したハートレイ教授は、同条約5条2項の規定は訴訟係属の理論（doctrine of lis pendens）とフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理（doctrine of forum non conveniens）の双方を否定することを目的としていると述べている⁵⁶⁾。すなわち、合意された裁判所は、他国の裁判所が最初に手続を開始したことを理由として管轄権の行使を拒否することは許されず、また、他国の裁判所がより適切であることを理由として自国の管轄を否定することも許されない。なぜなら、「いずれの法理論によっても、裁判所は、『その紛争は他の国の裁判所で裁判されるべきであるとの理由によって』裁判権の行使を控えることになるからである。」とし、管轄権行使を控えることはハーグ条約5条2項に反することになると説く⁵⁷⁾。したがって、Gasserルールは、ハーグ管轄合意条約では妥当しないことが明らかにされた⁵⁸⁾。

また、ハーグ条約6条は、管轄の合意がなされなかった国の裁判所の義務を次のように定めている⁵⁹⁾。

56) Hartley, supra note 9, § 11. 26.

57) 道垣内・前掲注53) 392頁（引用箇所は、「2005年管轄合意条約に関するハートレイ・道垣内報告書」）。

58) Hartley, supra note 9, § 11. 27.

「第6条 選択されなかった裁判所の義務

選択された裁判所の所属する締約国以外の締約国の裁判所は、次に定める場合を除き、専属的管轄合意が適用される訴訟手続を停止するか、又は訴えを却下しなければならない。

- a) 選択された裁判所の所属国の法律により、その合意が無効である場合、
- b) 受訴裁判所の所属国の法律により、当事者がその合意を締結する能力を欠いていた場合、
- c) その合意の効力を認めることが明らかな不正義をもたらすか、又は受訴裁判所所属国の公序に明らかに反する結果となる場合、
- d) 当事者が左右することができない例外的な理由により、その合意が合理的には履行できない場合、又は、
- e) 選択された裁判所が当該事件を審理しないと決定した場合」

条約6条は、締約国裁判所が専属的管轄裁判所として選択されなかった場合に、その国に訴えが提起されたときは、訴訟手続を停止するか訴えを却下することを定めている。ただし、これには例外が認められている。すなわち、a)合意された裁判所が所属する国の法によれば合意が無効とされる場合、b)受訴裁判所所属国の法によれば無能力者とされる場合、c)合意を認めるのが明らかな不正義をもたらす場合（たとえば、詐欺によって管轄の合意が締結された場合）または公序に違反する場合、d)当事者の与り知らない事情により管轄の合意が履行できない場合（たとえば、合意された国で戦争が起きた場合）、e)選択された裁判所が当該事件を審理しないと判断した場合、である⁶⁰⁾。これら例外的事情が存する場合には、受訴裁判所は、合意管轄によって選択されなかったとしても裁判をすることができる。しかし、本条は、条約によって管轄原因が創設されたことを意味するものではないし、また、締約国に裁判を行うことを義務づけるものでもないとされる。これら例外的事情が存する場合に、国際裁判管

59) 訳は、道垣内・前掲注53) 318頁にしたがった。

60) 道垣内・前掲注53) 397～400頁（引用箇所は、「2005年管轄合意条約に関するハートレイ・道垣内報告書」）。

轄を肯定するか否かは、当該受訴裁判所法廷地国法が決めるものとされる⁶¹⁾。

5 まとめと日本法への示唆

(1) まとめ

従来のヨーロッパ裁判所の考えは⁶²⁾、前訴裁判所も後訴裁判所もブリュッセル(I)規則の管轄ルールを審理するに際しては、その管轄原因が専属的合意であろうと他の管轄原因であろうと同じ資格を有しているとの立場を前提としていた⁶³⁾。これに対して、改正規則31条2項は、合意された裁判所に管轄審理の優先性を認めている。すなわち、専属的に合意された国の裁判所は管轄判断につき優先的地位を有し、他国の裁判所は合意された裁判所が管轄判断を行うまでは手続を中止しなければならないとされた。そして、合意された裁判所が管轄を否定した場合にのみ、他の裁判所は手続を続行することができるとされた。また、合意された裁判所が管轄を肯定した場合、他の裁判所は無管轄を宣言しなければならない（新31条3項）。このような改正によって、相手方当事者が、同一訴訟物につき、訴訟手続が著しく長期間を要し、しかも管轄を有しない裁判所に係属させることで、合意された裁判所での権利の実現を妨げるという事態を回避することができることとなった⁶⁴⁾。したがって、イタリアなどのTorpedo訴訟が妥当する国に濫用的に合意に反する形で訴えを提起することで権利実現を阻もうとしても、ブリュッセル(I)規則が適用される別の国に専属的な管轄の合意がなされている場合、濫用的な訴えは目的を達しないこととなった⁶⁵⁾。

また、ハーグ管轄合意条約5条2項も、Gasser事件ヨーロッパ裁判所の判決

61) 道垣内・前掲注53) 397頁（引用箇所は、「2005年管轄合意条約に関するハートレイ・道垣内報告書」）。

62) EuGH, Urt. v. 9. 12. 2003, IPRax IPRax 2004, 243.

63) Vgl. Linke/Hau, a.a.O. (Fn. 20), Rdnr. 255.

64) Pohl, a.a.O. (Fn. 38), S. 111.

65) Hartley, supra note 9, § 11.21.

を妥当させないことを意図して、専属的国際裁判管轄の合意がなされた場合、合意された裁判所は訴訟係属 (lis pendens) の抗弁の適用もフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理 (doctrine of forum non conveniens) の適用も受けないこととした。

このように、専属的国際裁判管轄の合意がなされた場合、2012年改正ブリュッセル規則とハーグ管轄合意条約ともに、合意された裁判所に管轄判断の優先性を認める立場を採用している⁶⁶⁾。

(2) 日本法への示唆

このような理論状況から、わが国はどのような示唆を得ることができるのであろうか。わが国はブリュッセル(I)規則にもハーグ管轄合意条約にも拘束されていない。したがって、ブリュッセル(I)規則の構成国あるいはハーグ条約締約国間で認められている共通ルールが、日本では妥当しないことを前提としなければならない。

専属的国際裁判管轄に違反して別の国に訴えを提起した場合、国際的訴訟競合に関する基本的視座をどのように設定するのかによって結論が異なりうる。わが国では平成23年の国際裁判管轄立法によって国際裁判管轄に関するルールが定められたが、国際的訴訟競合については規定が設けられなかった⁶⁷⁾。そこで、解釈に委ねられたままになっている⁶⁸⁾。

国際的訴訟競合を無制限に肯定する立場によれば⁶⁹⁾、この問題は国際裁判

66) Hartley, supra note 9, § 11.30.

67) 佐藤=小林・前掲注5) 174頁。

68) 国際訴訟競合をめぐる問題については、以下に紹介する文献ほかに、たとえば、渡辺惺之「国際二重訴訟論」新堂幸司ほか編『判例民事訴訟法の理論(下)』504頁(有斐閣、1995年)、多喜寛「国際的二重起訴(国際的訴訟競合)に関する覚書」法学新報109巻3号32頁(2002年)などを参照。

69) 加藤哲夫「二重起訴の禁止」三ヶ月章ほか編『新版・民事訴訟法演習(1)』154頁(有斐閣、1983年)、兼子一ほか『条解民事訴訟法(第2版)』828頁〔竹下守夫=上原敏夫〕(弘文堂、2011年)、山田恒久「国際訴訟競合規制の可否に関する一考察」独協法学77号152頁(2008年)。裁判例としては、たとえば、大阪地判昭和48年10月9日判時728号76頁。

管轄の合意の効力の問題として扱われることになる。したがって、外国裁判所を専属的に合意した場合は、民訴法3条の7第4項の適用を受け、その解釈問題として扱われることになる。そして、外国裁判所を専属的に合意して当該外国で訴えが提起されたにも拘わらず、当事者の一方がその合意の無効などを主張して合意の効力を否定したうえで、わが国で訴えを提起してきた場合には、裁判所は合意の効力を審査して、合意の効力が認められる場合にはわが国での訴えを却下することになる。また、日本の裁判所を専属管轄とする合意があるにもかかわらず、外国でその合意の無効を主張するなど、合意の効力を否定して外国で訴えが提起された後に、日本で専属的合意に基づき訴えを提起することは基本的に妨げられることはない。

また、国際訴訟競合の問題を「特別の事情」（3条の9）の枠内で処理をする立場も⁷⁰⁾、基本的には同様な扱いをすることになろう。この見解は、外国での訴訟係属を、日本の国際裁判管轄を否定する事情の一つとして捉えるものである。しかし、3条の9括弧書きにより、日本の裁判所を専属管轄として合意しているときには、3条の9の適用は否定される。これは、日本の裁判所を専属管轄としている場合には、管轄をめぐる紛争回避のために専属的合意をした当事者の意思を尊重し、事案の具体的事情に基づいて事後的に効力を否定すべきではないとの考えに基づくとされる⁷¹⁾。したがって、この場合には「特別の事情」は考慮されず、無制限説と同じ結論となろう。他方、外国裁判所を専属的管轄とする合意があり、当該外国で訴訟が提起されているにもかかわらず

70) 本稿では、国際裁判管轄のレベルで国際的訴訟競合を検討する見解を、本説として紹介する。石黒一憲『現代国際私法(上)』639頁（東京大学出版会、1986年）、小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』164頁（弘文堂、2009年）、不破茂「国際的訴訟競合の規律」愛媛法学雑誌17巻1号151頁（1990年）、古田啓昌『国際的訴訟競合』77頁（信山社、1997年）。

裁判例としては、東京地判昭和59年2月15日判タ525号132頁、東京地判平成3年1月29日判時1390号98頁、静岡地浜松支判平成3年7月15日判時1401号98頁、東京地(中)判平成7年10月27日判時1572号96頁、東京地判平成10年11月27日判タ1037号235頁、東京地(中)判平成19年3月20日判時1974号156頁。

71) 佐藤＝小林・前掲注5) 162頁。

ず、その合意の無効などを主張して日本で訴えを提起する場合はどうか。この場合、日本の裁判所は、まず当該合意の効力を検討し、合意に問題がないと判断された場合には、日本の訴えを却下することになろう。他方、日本の裁判所が、外国裁判所の専属的合意の効力を否定した場合には、外国裁判所のみならず日本の裁判所でも手続が進行する可能性が生ずる。この場合、外国訴訟係属は、内国訴訟を維持する否定的事情の一要素として考慮されることになると考えられる（しかし、本説に立ちつつ、専属的合意がある場合に、そもそも訴訟競合の問題として扱わないとする立場もあり得よう）。

承認予測説では⁷²⁾、どのような扱いになるのであろうか。承認予測説の下では、先行する外国訴訟手続が（すべての要件を充足する必要があるかは見解の相違があるものの）外国判決承認要件を充足している場合には、内国後訴を却下するとする立場である。この立場の場合、専属的合意を国際的訴訟競合においてどのように位置づけるかによって、結論が異なりうると考えられる。つまり、外国判決承認制度や民事執行法24条2項が定める実質的再審査の禁止⁷³⁾が諸外国の法制度に対する信頼を前提としているという点を強調するならば、Gasser事件ヨーロッパ裁判所判決のように、日本の専属管轄を定める合意管轄条項があるにもかかわらず合意を無視して外国で訴訟が提起された場合で

72) 安達栄司「国際的訴訟競合論」成城法学75号5頁（2007年）、海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青山法学論集8巻4号27頁（1967年）、酒井一「国際的の二重起訴に関する解釈論的考察」判タ829号42頁（1994年）、澤木敬郎「国際的訴訟競合」鈴木忠一＝三ヶ月章『新・民事訴訟講座(7)』117頁（日本評論社、1982年）道垣内正人「国際的訴訟競合(5・完)」法学協会雑誌100巻4号75頁（1983年）、本間靖規ほか『国際民事手続法（第2版）』91頁〔酒井一〕（有斐閣、2012年）、矢吹徹雄「国際的な重複訴訟に関する一考察」北大法学論集31巻3/4合併号286頁（1981年）。筆者は本説に立つが別稿で論じており、本稿では立ち入らない。芳賀・前掲注39)をご参照いただきたい。

裁判例としては、東京地判平成元年5月30日判時1348号91頁（ただし、承認見込みがないとして内国後訴を続行させた）。

73) 実質的再審査の禁止については、中西康「外国判決の承認執行におけるrévision au fondの禁止について(1)～(4・完)」法学論叢135巻2号1頁、135巻4号1頁、135巻6号1頁、136巻1号1頁（1994年）などを参照。

あっても、当該外国裁判所が日本裁判所の専属的合意を認めて訴えを却下するまでは日本の裁判所は審理を差し控えるとする扱いも考えられる。しかし、このような結論は適切ではないように思われる。ヨーロッパ裁判所は、ブリュッセル(I)規則における訴訟競合に関する規律である前訴優先ルールが、専属的合意管轄を無視して合意された国以外に提起された場合にも適用されるとしたが、これでは国際裁判管轄原因としての専属的合意は、他の管轄原因と同じ意味合いを持つに過ぎないことになる。つまり、少なくともその限りでは、付加的合意と何ら変わりがないことになる。しかし、それでは、専属的合意を行う意味がなくなってしまうことになる。専属的国際裁判管轄の合意は、任意管轄が認められる範囲で当事者の意思により特定の裁判所に優先的に本案の判断を委ねる仕組みであり、このような優先的な地位は国際的な任意管轄の競合局面である国際的訴訟競合においても同様に妥当すると解すべきであろう。また、Gasser判決のような扱いは、一方の当事者が濫用的に専属的合意を無視して、別の国で訴えを提起することを防ぐことができなくなってしまう⁷⁴⁾。さらに、専属的合意管轄がなされたとしても、それを無視して合意されなかった国の裁判所に先に訴えを提起することで生ずる外国訴訟係属の抗弁が優先するとするならば、むしろ妨訴抗弁を提出することで先行する外国訴訟を訴え却下に持ち込むことが可能な仲裁合意の方にメリットを見いだすことになるが、とりわけ国際取引における専属的国際裁判管轄の合意の重要性を考えると、専属的国際裁判管轄の合意を仲裁合意の場合よりも劣後する地位を認める必要性に乏しいといえる⁷⁵⁾。このように考えると、国際的訴訟競合につき承認予測説による場合でも、専属的な国際裁判管轄の合意があるときには、国際的訴訟競合の問題として扱うのではなく、専属的合意の効力の問題として検討すべきであると考える⁷⁶⁾。

なお、外国において日本の専属的合意の効力を否定する裁判がなされた場合に（あるいはその反対の裁判）、その外国裁判が日本で承認されるか否かは議論

74) Vgl. Magnus, aa.O. (Fn. 24), S. 668.

75) Hartley, supra note 9, § 11. 10.

の余地があり得る⁷⁷⁾。

76) 専属的合意ではない場合は、このような扱いにはならず、国際的訴訟競合の問題となる。合意管轄条項が非排他的管轄を定めているとして、すでに先行する香港裁判所の訴訟がある場合に、特段の事情論を検討した上でわが国の国際裁判管轄を認めた東京地(中)判平成21年11月10日判タ1320号265頁がある。私見においても、国際訴訟競合の問題として扱う点では共通する。

77) この点については、最近、ヨーロッパ裁判所が判決を下している。EuGH 15.12.2012 Rs. C 456/11. Vgl. D-A. Simotta, a.a.O. (Fn. 51), S. 75. それによると、合意管轄が有効であることを理由に構成国裁判所が自国の国際裁判管轄を否定した判決は、主文のみならず、合意が有効であることを導き出した理由中の判断の部分についても、他の構成国裁判所を拘束するという。本判決の紹介として、長田真里「国際裁判管轄合意の有効性を認めて管轄なしとした外国判決の承認可能性が問題となった事例」JCAジャーナル60巻4号32頁(2013年)がある。

わが国において、これと同様に解すべきとすることには、躊躇を覚える。たしかに、このような判決は外国判決の承認要件を充足しているようにも思われるが(もともと、判決国において判決効がどこまで及んでいるのかにもかかってくる)、わが国の国際裁判管轄の有無については、わが国の裁判所が司法権を行使することができるか否かという観点からわが国の裁判所が独自に判断すべきである。また、わが国の国際裁判管轄の有無について判断の統一性を確保するという観点からも、わが国の専属管轄に属すると評価することができよう。したがって、そのような外国判決は、民訴法118条1号の要件を欠くものと解する。

※本稿は科研費23530109および24530102に基づく研究成果の一部である。